

契約事務取扱細則第40条に基づく随意契約に係る情報の公表

工事の名称、場所、期間、種別 又は物品等・役務の名称及び数量	経理責任者の氏名、名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の氏名及び住所	随意契約によることとした理由及び 会計規程等の根拠条文	予定価格(円)	契約金額(円) (落札金額)(円)	落札率 (%)	公益法人の場合			再就職の 役員の数 (人)	調達機 関番号	所在地 番号	品目分 類番号	公告を行った日	備 考
								公益法人 の区分	国所管、都道 府県所管の区 分	応札・応募者 数						
独立行政法人地域医療機能推進機構33病院における医薬品単価購入契約	島根県松江市玉湯町湯町1-2 独立行政法人地域医療機能推進機構玉造病院 院長 和田山 文一郎	令和7年5月30日	ティーエスアルフレッサ株式会社 島根県松江市矢田町218番2	会計規程第52条第4項の「契約の 性質又は目的が競争を許さない場 合」に該当	-	1,120,556	-			-						単価契約
独立行政法人地域医療機能推進機構33病院における医薬品単価購入契約	島根県松江市玉湯町湯町1-2 独立行政法人地域医療機能推進機構玉造病院 院長 和田山 文一郎	令和7年5月30日	株式会社アステム 広島県広島市安佐南区大塚西6丁目7- 13	会計規程第52条第4項の「契約の 性質又は目的が競争を許さない場 合」に該当	-	314,281	-			-						単価契約
外科用X線撮影装置修理(管球交換)	島根県松江市玉湯町湯町1-2 独立行政法人地域医療機能推進機構玉造病院 院長 和田山 文一郎	令和7年7月23日	GEヘルスケア・ジャパン株式会社 鳥取県米子市灘町3-122	会計規程第52条第4項の「契約の 性質又は目的が競争を許さない場 合」に該当	-	3,300,000	-			-						
独立行政法人地域医療機能推進機構33病院における医薬品単価購入契約	島根県松江市玉湯町湯町1-2 独立行政法人地域医療機能推進機構玉造病院 院長 和田山 文一郎	令和7年8月29日	株式会社エバルス 広島県広島市南区大州5丁目2番10号	規程第52条第4項の「契約の 性質又は目的が競争を許さない場 合」に該当	-	19,182,577	-			-						単価契約
独立行政法人地域医療機能推進機構33病院における医薬品単価購入契約	島根県松江市玉湯町湯町1-2 独立行政法人地域医療機能推進機構玉造病院 院長 和田山 文一郎	令和7年8月29日	ティーエスアルフレッサ株式会社 島根県松江市矢田町218番2	規程第52条第4項の「契約の 性質又は目的が競争を許さない場 合」に該当	-	10,568,094	-			-						単価契約
独立行政法人地域医療機能推進機構33病院における医薬品単価購入契約	島根県松江市玉湯町湯町1-2 独立行政法人地域医療機能推進機構玉造病院 院長 和田山 文一郎	令和7年8月29日	株式会社サンキ 松江市矢田町142-3	規程第52条第4項の「契約の 性質又は目的が競争を許さない場 合」に該当	-	5,739,102	-			-						単価契約
独立行政法人地域医療機能推進機構33病院における医薬品単価購入契約	島根県松江市玉湯町湯町1-2 独立行政法人地域医療機能推進機構玉造病院 院長 和田山 文一郎	令和7年8月29日	株式会社セイエル 島根県松江市嫁島町1-34	規程第52条第4項の「契約の性質 又は目的が競争を許さない場合」 に該当	-	19,988,142	-			-						単価契約
独立行政法人地域医療機能推進機構33病院における医薬品単価購入契約	島根県松江市玉湯町湯町1-2 独立行政法人地域医療機能推進機構玉造病院 院長 和田山 文一郎	令和7年8月29日	株式会社アステム 広島県広島市安佐南区大塚西6丁目7- 13	規程第52条第4項の「契約の 性質又は目的が競争を許さない場 合」に該当	-	5,002,784	-			-						単価契約
CT装置保守	島根県松江市玉湯町湯町1-2 独立行政法人地域医療機能推進機構玉造病院 院長 和田山 文一郎	令和7年9月30日	キヤノンメディカルシステムズ株式会社 島根県松江市朝日町484番地16	組み込みソフトウェア等製造者の 独自性が認められる医療機器であ り、他の業者に保守・修理を行わせ ると作動品質面で医療安全上のリ スクが見込まれるため(製造者によ る独自性及び提供を行うことが可 能な業者が一であることを確認した 場合に限る)	-	3,484,800	-			-						
カードテレビシステム業務委託契約	島根県松江市玉湯町湯町1-2 独立行政法人地域医療機能推進機構玉造病院 院長 池田 登	令和7年9月30日	バラテック株式会社 東京都文京区本郷5-28-3	現在貸借中の備品を継続使用する ことにより費用削減となるため 会 計規程第52条第4項の「契約に付 することが不利と認められる場合」 および契約事務取扱細則第26条 第2項に該当	-	13,365,000	-			-						
MAKOナビゲーションシステムリース	島根県松江市玉湯町湯町1-2 独立行政法人地域医療機能推進機構玉造病院 院長 和田山 文一郎	令和7年12月1日	リコーリース株式会社 広島県広島市中区八丁堀3-33 広島ビ ジネスタワー13F	現在貸借中の備品を継続使用する ことにより費用削減となるため 会 計規程第52条第4項の「契約に付 することが不利と認められる場合」 および契約事務取扱細則第26条	-	5,503,846 (5,503,846)	-			-						

(注1) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。

(注) 政府調達で契約したものは、調達機関番号、所在地番号、品目分類番号及び契約金額・落札金額を2段で併記すること。